

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する
消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の公布について

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の
用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成27年総務省令第10号。以
下「改正省令」という。）が平成27年2月27日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）の施
行に当たり、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第1条の2
第2項に規定する「従属的な部分を構成すると認められるもの」に該当しないこととした
防火対象物の用途に供される部分以外の部分における自動火災報知設備等の技術上の基準
の整備を行うとともに、火災発生時に避難が困難な者を主として入所させる有料老人ホーム
等の用途に供される部分が存する特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設
備の技術上の基準について所要の規定の見直しを行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各
都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等
を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正省令第1条に関する事項

- 1 屋内消火栓設備等の非常電源に関する事項（改正省令第1条の規定による改正後の
消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。第一において「規則」という。）第1
2条第1項第4号関係）

延べ面積が1,000㎡以上の小規模特定用途複合防火対象物（令別表第1（16）項
イに掲げる防火対象物のうち、同表（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）
項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部
分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、300㎡未満であるも

のをいう。以下同じ。)において、屋内消火栓設備の非常電源として非常電源専用受電設備を設置することができることとしたこと。また、規則第12条第1項第4号の規定の例によることとされているスプリンクラー設備等の非常電源についても、同様であること。

2 スプリンクラー設備を設置することを要しない部分に関する事項(規則第13条第1項関係)

スプリンクラー設備を設置することを要しない部分として、小規模特定用途複合防火対象物の次に掲げる部分以外の部分で10階以下の階に存するものを追加したこと。

- (1) 令別表第1(6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
- (2) 令別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分(介助がなければ避難できない者として規則第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が275㎡以上のものに限る。)

3 自動火災報知設備の感知器等を設けることを要しない部分に関する事項(規則第23条第4項及び第24条関係)

- (1) 自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない部分として、小規模特定用途複合防火対象物(令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。)の部分(同項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第1各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項(13)項ロ及び(16)項から(20)項までを除く。)のいずれかの用途に供される部分で当該部分の床面積(その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであるものにあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が500㎡未満(同表第1(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、1,000㎡未満)であるものを追加したこと。

ア 令別表第1(2)項ニ、(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物

イ 令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

- (2) (1)の自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない部分については、地区音響装置及び発信機についても設けることを要しないこととしたこと。

4 避難器具の設置個数の減免に関する事項(規則第26条第6項関係)

小規模特定用途複合防火対象物に存する令第25条第1項第1号及び第2号に掲げる防火対象物の階が次の(1)から(3)まで(当該階が2階であり、かつ、2階に令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない場合にあつては(1)及び(3))のいずれにも該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができることとしたこと。

- (1) 下階に令別表第1(1)項から(2)項ハまで、(3)項、(4)項、(9)項、

(12) 項イ、(13) 項イ、(14) 項及び(15) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。

(2) 当該階(当該階に規則第4条の2の2第1項の避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分) から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていること。

(3) 収容人員が、令第25条第1項第1号に掲げる防火対象物の階にあっては20人未満、同項第2号に掲げる防火対象物の階にあっては30人未満であること。

5 誘導灯を設置することを要しない部分に関する事項(規則第28条の2第1項及び第2項関係)

避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置することを要しない部分として、新たに、小規模特定用途複合防火対象物(令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。)の地階、無窓階及び11階以上の部分以外の部分を追加したこと。

6 その他

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第二 改正省令第2条に関する事項

1 スプリンクラー設備を設置することを要しない部分(改正省令第2条の規定による改正後の消防法施行規則(以下「規則」という。)第13条第1項関係)

消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号。2において「333号政令」という。)により令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物にスプリンクラー設備の設置が義務付けられることに伴い、スプリンクラー設備を設置することを要しない部分に該当しない部分として、小規模特定用途複合防火対象物の令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分を追加したこと。

2 その他

その他333号政令の施行に伴う所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第三 改正省令第3条に関する事項

1 用語の意義(改正省令第3条の規定による改正後の特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「共住省令」という。)第2条第1号の3関係)

福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、規則第12条の2第1項又は第3項に規定する構造を有するもの以外のものを「特定福祉施設等」と定義したこと。

(1) 令別表第1(6)項ロ(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

(2) 令別表第1(6)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分(規則第12

条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が275㎡以上のものに限る。)

2 必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する事項（共住省令第3条第2項の表関係）

(1) 地階を除く階数が10以下の特定共同住宅等における通常用いられる消防用設備等の欄にスプリンクラー設備及び特定福祉施設等に設置される屋内消火栓設備を追加し、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の欄に共同住宅用スプリンクラー設備を追加したこと。

(2) 3(1)の改正に伴い、地階を除く階数が11以上の特定共同住宅等における通常用いられる消防用設備等の欄に10階以下の階に存する特定福祉施設等に設置される屋内消火栓設備を追加したこと。

3 共同住宅用スプリンクラー設備の設置基準に関する事項（共住省令第3条第3項及び第4項関係）

(1) 共同住宅用スプリンクラー設備を設置しなければならない部分として、10階以下の階に存する特定福祉施設等を追加したこと。

(2) 10階以下の階に存する特定福祉施設等を令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物とみなして同条第2項第3号の2の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該福祉施設等に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、当該特定福祉施設等に共同住宅用スプリンクラー設備を設置することを要しないこととしたこと。

4 その他

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第四 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）の一部改正に関する事項（改正省令附則第3条関係）

1 用語の意義

特定小規模施設の定義に、延べ面積が300㎡以上の小規模特定用途複合防火対象物（令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）及び第一3(1)の自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない部分以外の部分が存しないものを追加したこと。

(1) 令別表第1(2)項ニ、(5)項イ及び(6)項ロに掲げる防火対象物

(2) 令別表第1(6)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

2 その他

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第五 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項（改正規則附則第1条関係）

改正省令は平成27年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。

- (1) 第一6中消防法施行規則第十四条の改正規定 平成27年3月1日
- (2) 第二、第三及び第五2 平成28年4月1日

2 経過措置に関する事項（改正規則附則第2条関係）

第三の施行の際、現に存する特定共同住宅等（地階を除く階数が11以上のものの10階以下の階に存する特定福祉施設等の部分に限る。以下同じ。）及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備が第三による改正後の共住省令第3条第3項第2号イの規定に適合しないときは、同条第2項の表の中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等及び同表の下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、同項及び同条第3項第2号イの規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。

第六 その他

改正省令に係る参考資料及び執務資料は、別途作成の上、送付する予定であること。

○総務省令第十号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第十二条第一項第三号、第二十一条第二項第三号、第二十五条第二項第一号ただし書、第二十六条第一項ただし書、第二十九条の四第一項及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

総務大臣 山本 早苗

消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「以上のもの」の下に「（第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。）」を加える。

第十三条第一項を次のように改める。

令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。

- 一 令別表第一(㉮)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物（同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。）の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの十階以下の階
- イ 居室を、準耐火構造の壁及び床（三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。
- ロ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これ

らに類する部分を除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料としたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する開口部にあつては特定防火設備である防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

(イ) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(ロ) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高

さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分全ての床の面積が百平方メートル以下であること。

二 小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、三百平方メートル未満であるものをいう。以下同じ。）の次に掲げる部分以外の部分で十階以下の階に存するもの

イ 令別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

ロ 令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（第十二条の三に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

第十四条第一項第十号中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十三条第四項第一号中「次に掲げる場所以外」を「次に掲げる部分以外の部分」に改め、同号に次

のように加える。

- へ 小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。）の部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第一各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項（㉑項口及び㉒項から㉗項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であつて当該用途に供される部分の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあっては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が五百平方メートル未満（同表㉑項及び㉒項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、千平方メートル未満）であるものは、千平方メートル未満）であるもの
- (イ) 令別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項口に掲げる防火対象物
- (ロ) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。

第二十三条第四項第七号へ中「もの（）」の下に「小規模特定用途複合防火対象物を除く。」を加える。

第二十四条第五号ロ及びハ後段中「部分」の下に「（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）」を加え、同号ニ中「その階」の下に「（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）」を加え、同条第五号の二ロ(イ)及び(ロ)中「部分」の下に「（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）」を加え、同条第八号の二イ中「その階」の下に「（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）」を加える。

第二十六条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 小規模特定用途複合防火対象物に存する令第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる防火対象物の階が次の各号（当該階が二階であり、かつ、二階に令別表第一(二)項及び(三)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しない場合にあつては、第一号及び第三号）に該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一 下階に令別表第一(一)項から(二)項ハまで、(三)項、(四)項、(九)項、(十)項イ、(十一)項イ、(十二)項及び(十三)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。

二 当該階（当該階に第四条の二の二第一項の避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分

が存する場合にあつては、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていること。

三 収容人員は、令第二十五条第一項第一号に掲げる防火対象物の階にあつては二十人未満、同項第二号に掲げる防火対象物の階にあつては三十人未満であること。

第二十八条の二第一項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分

第二十八条の二第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分

（消防法施行規則の一部改正）

第二条 消防法施行規則の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

第二十三条第四項第一号へ(イ)中「及び(六)項ロ」を「並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロ」に改め、同号へ

(ロ)中「別表第一(六)項イ及びハ」を「別表第一(六)項ハ」に改める。

(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一

部改正)

第三条 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令

(平成十七年総務省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 特定福祉施設等 福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則(昭和三十六年自治

省令第六号。以下「規則」という。)第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの

以外のものをいう。

イ 令別表第一(六)項ロ(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
 ロ 令別表第一(六)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（規則第十二条の三に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

第三条第二項の表を次のように改める。

特定共同住宅等の種類	構造類型	階数	通常用いられる消防用設備等	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
二方向避難型特定共同住宅等	地階を除く階数が五以下のもの	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	

	<p>地階を除く階数が十以下のもの</p>	<p>屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>
	<p>地階を除く階数が十一以上のもの</p>	<p>屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>

	開放型特定共同住宅等		
	地階を除く階数が五以下のもの		
	地階を除く階数が十以下のもの		
動力消防ポンプ設備	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備	動力消防ポンプ設備
	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備	共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	

<p>二方向避難・開放型特定共同住宅等</p>	
<p>地階を除く階数が十以下のもの</p>	<p>地階を除く階数が十一以上のもの</p>
<p>屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備</p>	<p>屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>
<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>

<p>同住宅等</p>	<p>その他の特定共</p>
<p>が十以下のもの</p>	<p>地階を除く階数が十一以上のもの</p>
<p>屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備</p>	<p>動力消防ポンプ設備 屋外消火栓設備 自動火災報知設備 スプリンクラー設備 （特定福祉施設等に設置するものに限る。）</p>
<p>共同住宅用自動火災報知設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>

	<p>地階を除く階数が十一以上のもの</p>	<p>屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	
	<p>の</p>	<p>屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備</p>	<p>共同住宅用スプリンクラー設備 共同住宅用自動火災報知設備</p>

第三条第三項第一号口中「消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同項第二号イ中「十一階以上の階」の下に「及び特定福祉施設等（十階以下の階に存するものに限る。）」を加え、同条第四項第一号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当するとき 共同住宅用スプリンクラー設備

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号ロの基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 十階以下の階に存する特定福祉施設等を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定福祉施設等に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定福祉施設等に限る。）。

第三条第四項第二号中「限る。」を「限る。」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中消防法施行規則第十四条の改正規定 平成二十七年三月一日
- 二 第二条、第三条及び附則第二条の規定 平成二十八年四月一日

(経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する特定共同住宅等（第三条の規定による改正後の特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下この条において「新令」という。）第二条第一号に規定する特定共同住宅等をいい、地階を除く階数が十一以上のものの十階以下の階に存する同条第一号の三に規定する特定福祉施設等の部分に限る。以下同じ。

）及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備が新令第三条第三項第二号イの規定に適合しないときは、同条第二項の表の中欄に掲げ

る通常用いられる消防用設備等及び同表の下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、同項及び同条第三項第二号イの規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正）

第三条 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「昭和三十六年自治省令第六号」の下に「。以下「規則」という。」を加え、「のうち、延べ面積が三百平方メートル未満のもの」を削り、同号イ中「次に掲げる防火対象物」の下に「のうち、延べ面積が三百平方メートル未満のもの」を加え、同号ロ中「存するもの」の下に「（延べ面積が三百平方メートル以上のものにあつては、規則第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）及び規則

第二十三条第四項第一号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。ㄱ」を加える。

消防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正箇所（平成二十七年四月一日施行分（第十四条は平成二十七年三月一日施行））

改 正 後	現 行
<p>（屋内消火栓設備に関する基準の細目）</p> <p>第十二条 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 三の二 （略）</p> <p>四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で、延べ面積が千平方メートル以上のもの（第十三条第一項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物を除く。）にあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備）によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。</p> <p>イ 一 一 ホ （略）</p> <p>五 一 一 九 （略）</p>	<p>（屋内消火栓設備に関する基準の細目）</p> <p>第十二条 屋内消火栓設備（令第十一条第三項第二号イ又はロに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。</p> <p>一 一 三の二 （略）</p> <p>四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で、延べ面積が千平方メートル以上のもの）にあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備）によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。</p> <p>イ 一 一 ホ （略）</p> <p>五 一 一 九 （略）</p>

2・3 (略)

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)
第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。

- 一 令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(四)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この号、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次に定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの十階以下の階
- イ 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。
- ロ 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を

2・3 (略)

(スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等)
第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、

- 令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(五)項ロ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物(同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設に限る。以下この項、第二十八条の二第一項第四号及び同条第二項第三号において同じ。)の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次の各号に定めるところにより、同表(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するもの十階以下の階とする。
- 一 居室を、準耐火構造の壁及び床(三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床)で区画したものであること。
- 二 壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)
。の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でした

除く。)の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ ハの開口部には、防火戸(三階以上の階に存する開口部にあつては特定防火設備である防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチ

ものであること。

三 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

四 前号の開口部には、防火戸(三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸)(廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸(二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。

イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

ロ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

メートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ 区画された部分全ての床の面積が百平方メートル以下であること。

二 小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、三百平方メートル未満であるものをいう。以下同じ。）の次に掲げる部分以外の部分で十階以下の階に存するもの

イ 令別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

ロ 令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（第十二条の三に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

2・3 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

五 区画された部分すべての床の面積が百平方メートル以下であること。

2・3 (略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)

第十四条 スプリンクラー設備（次項に定めるものを除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇十 (略)

十一 加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、前条第四項に規定する補助散水栓を設置する場合における加圧送水装置の落差、圧力水槽の圧力又はポンプの全揚程については、イ、ロ若しくはハ(ロ)により求められた値又は第十二条第二項第三号、第四号若しくは第五号ロの規定の例により求められた値のうちいずれか大きい方の値以上の値とすること。

イゝホ (略)

十一の二〇十三 (略)

2 (略)

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 感知器は、次に掲げる部分以外の部分で、点検その他の維持管理ができる場所に設けること。

イゝホ (略)

へ 小規模特定用途複合防火対象物(令第二十一条第一項第

八号に掲げる防火対象物を除く。)の部分(同項第五号及

一〇十 (略)

十一 加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ(ロ)、ロ(ロ)及び(ハ)、ハ(ハ)から(チ)まで、ニ並びにトの規定の例によるほか、次に定めるところによること。ただし、前条第三項に規定する補助散水栓を設置する場合における加圧送水装置の落差、圧力水槽の圧力又はポンプの全揚程については、イ、ロ若しくはハ(ロ)により求められた値又は第十二条第二項第三号、第四号若しくは第五号ロの規定の例により求められた値のうちいずれか大きい方の値以上の値とすること。

イゝホ (略)

十一の二〇十三 (略)

2 (略)

(自動火災報知設備の感知器等)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 感知器は、次に掲げる場所以外で、点検その他の維持管理ができる場所に設けること。

イゝホ (略)

(新規)

び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。)のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第一各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項(五)項口及び(六)項から(八)項までを除く。)の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であつて当該用途に供される部分の床面積(その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計)が五百平方メートル未満(同表(五)項及び(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、千平方メートル未満)であるもの

(イ) 令別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項口に掲げる防火対象物

(ロ) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

二〇六 (略)

七 煙感知器(光電式分離型感知器を除く。)は、次に定めるところによること。

イ ホ (略)

へ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートル

二〇六 (略)

七 煙感知器(光電式分離型感知器を除く。)は、次に定めるところによること。

イ ホ (略)

へ 感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートル

ル（三種の感知器にあつては二十メートル）につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離十五メートル（三種の感知器にあつては十メートル）につき一個以上（当該階段及び傾斜路のうち、令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第四条の二の二第二号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が二（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は第四条の二の三に規定する避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの（小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下「特定一階段等防火対象物」という。）に存するものにあつては、一種又は二種の感知器を垂直距離七・五メートルにつき一個以上）の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

七の二〇九（略）

五〇九（略）

（自動火災報知設備に関する基準の細目）

第二十四条 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 地区音響装置（次号に掲げるものを除く。以下この号にお

ル（三種の感知器にあつては二十メートル）につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離十五メートル（三種の感知器にあつては十メートル）につき一個以上（当該階段及び傾斜路のうち、令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第四条の二の二第二号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が二（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は第四条の二の三に規定する避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの（小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下「特定一階段等防火対象物」という。）に存するものにあつては、一種又は二種の感知器を垂直距離七・五メートルにつき一個以上）の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

七の二〇九（略）

五〇九（略）

（自動火災報知設備に関する基準の細目）

第二十四条 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一〇四（略）

五 地区音響装置（次号に掲げるものを除く。以下この号にお

いて同じ。)は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けると。

イ (略)

ロ 階段又は傾斜路に設ける場合を除き、感知器の作動と連動して作動するもので、当該設備を設置した防火対象物又はその部分(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)の全区域に有効に報知できるように設けること。

ハ 地階を除く階数が五以上で延べ面積が三千平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、出火階が、二階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、一階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限って警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること

いて同じ。)は、P型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けると。

イ (略)

ロ 階段又は傾斜路に設ける場合を除き、感知器の作動と連動して作動するもので、当該設備を設置した防火対象物又はその部分(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)の全区域に有効に報知できるように設けること。

ハ 地階を除く階数が五以上で延べ面積が三千平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、出火階が、二階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、一階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限って警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分(前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。)の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること

ニ 各階ごとに、その階（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

ホ ト （略）

五の二 地区音響装置（音声により警報を発するものに限る。

以下この号において同じ。）は、前号（イ、ハ及びトを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。

イ （略）

ロ 地階を除く階数が五以上で延べ面積が三千平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、次の（イ）又は（ロ）に該当すること。

（イ） 出火階が、二階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、一階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限つて警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること。

ニ 各階ごとに、その階の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

ホ ト （略）

五の二 地区音響装置（音声により警報を発するものに限る。

以下この号において同じ。）は、前号（イ、ハ及びトを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。

イ （略）

ロ 地階を除く階数が五以上で延べ面積が三千平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、次の（イ）又は（ロ）に該当すること。

（イ） 出火階が、二階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、一階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限つて警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること。

(ロ) 当該設備を設置した防火対象物又はその部分（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）の全区域に火災が発生した場所を報知することができるものであること。

ハ・ニ（略）

六〇八（略）

八の二 発信機は、P型二級受信機で接続することができる回線が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線が一のもの若しくはGP型三級受信機に設ける場合又は非常警報設備を第二十五条の二第二項に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところによること。

イ 各階ごとに、その階（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）の各部分から一の発信機までの歩行距離が五十メートル以下となるように設けること。

ロ〇ホ（略）

九（略）

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条（略）

二〇五（略）

6 小規模特定用途複合防火対象物に存する令第二十五条第一項第一号及び第二号に掲げる防火対象物の階が次の各号（当該階が二階であり、かつ、二階に令別表第一(二)項及び(三)項に掲げる

(ロ) 当該設備を設置した防火対象物又はその部分の全区域に火災が発生した場所を報知することができるものであること。

ハ・ニ（略）

六〇八（略）

八の二 発信機は、P型二級受信機で接続することができる回線が一のもの、P型三級受信機、GP型二級受信機で接続することができる回線が一のもの若しくはGP型三級受信機に設ける場合又は非常警報設備を第二十五条の二第二項に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところによること。

イ 各階ごとに、その階の各部分から一の発信機までの歩行距離が五十メートル以下となるように設けること。

ロ〇ホ（略）

九（略）

（避難器具の設置個数の減免）

第二十六条（略）

二〇五（略）

（新規）

防火対象物の用途に供される部分が存しない場合にあつては、第一号及び第三号)に該当するときには、当該階に避難器具を設置しないことができる。

一 下階に令別表第一(一)項から(二)項ハまで、(三)項、(四)項、(九)項、(十)項イ、(十)項イ、(十)項及び(十)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。

二 当該階(当該階に第四条の二の二第一項の避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分)から避難階又は地上に直通する階段が二以上設けられていること。

三 収容人員は、令第二十五条第一項第一号に掲げる防火対象物の階にあつては二十人未満、同項第二号に掲げる防火対象物の階にあつては三十人未満であること。

7|

(略)

(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)

第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一 四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物(令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項に

6|

(略)

(誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分)

第二十八条の二 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一 四 (略)

(新規)

<p>掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。)の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分</p> <p>2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物(令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。)の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。)の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分</p> <p>2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	--

改 正 案	改正前（平成二十七年四月一日時点）
<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等） 第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、三百平方メートル未満であるものをいう。第二十三条第四項、第二十六条第六項並びに第二十八条の二第一項及び第二項において同じ。）の次に掲げる部分以外の部分で十階以下の階に存するもの</p> <p>イ 令別表第一(六)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>ロ 令別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>ハ 令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（第十二条の三に規定する者を主として</p>	<p>（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等） 第十三条 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める部分は、次のいずれかに掲げる部分とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一(イ)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(一)項から四項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の十分の一以下であり、かつ、三百平方メートル未満であるものをいう。第二十三条第四項、第二十六条第六項並びに第二十八条の二第一項及び第二項において同じ。）の次に掲げる部分以外の部分で十階以下の階に存するもの</p> <p>（新規）</p> <p>イ 令別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>ロ 令別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（第十二条の三に規定する者を主として</p>

入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

2・3 (略)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 感知器は、次に掲げる場所以外で、点検その他の維持管理ができる場所に設けること。

イ ホ (略)

へ 小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。）の部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第一各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項（㉔）項口及び（㉕）項から（㉗）項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であつて当該用途に供される部分の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が五百

入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

2・3 (略)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一 感知器は、次に掲げる場所以外で、点検その他の維持管理ができる場所に設けること。

イ ホ (略)

へ 小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。）の部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第一各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項（㉔）項口及び（㉕）項から（㉗）項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であつて当該用途に供される部分の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が五百

平方メートル未満（同表(土)項及び(圭)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、千平方メートル未満）であるもの

(イ) 令別表第一(二)項ニ、(五)項イ並びに(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物

(ロ) 令別表第一(六)項ハ に掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二〇九 (略)

五〇九 (略)

平方メートル未満（同表(土)項及び(圭)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、千平方メートル未満）であるもの

(イ) 令別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロ に掲げる防火対象物

(ロ) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二〇九 (略)

五〇九 (略)

○ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）

改正後	現行
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・一の二 (略)</p> <p>一の三 特定福祉施設等 福祉施設等のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十二条の二第一項又は第三項に規定する構造を有するもの以外のものをいう。</p> <p>イ 令別表第一(六)項ロ(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>ロ 令別表第一(六)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（規則第十二条の三に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>二〇十八 (略)</p> <p>(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・一の二 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>二〇十八 (略)</p> <p>(必要とされる初期拡大抑制性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準)</p> <p>第三条 (略)</p>

2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

種類	特定共同住宅等の種類		構造類型	階数
	難型特定共同住宅等	二方向避難型特定共同住宅等		
通常用いられる消防用設備等	屋内消火栓設備（特定福祉施設等に設置するものに限る。）	地階を除く階数が五以下のもの	二方向避難型	階数
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	共同住宅用スプリンクラー設備	二方向避難型	階数

2 福祉施設等において、初期拡大抑制性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等は、次の表の上欄に掲げる特定共同住宅等の種類及び同表中欄に掲げる通常用いられる消防用設備等の区分に応じ、同表下欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とする。

種類	特定共同住宅等の種類		構造類型	階数
	難型特定共同住宅等	二方向避難型特定共同住宅等		
通常用いられる消防用設備等	屋内消火栓設備 動力消防ポンプ設備	地階を除く階数が五以下のもの	二方向避難型	階数
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備	共同住宅用スプリンクラー設備	二方向避難型	階数

		開放型特 定共同住 宅等	
開放型特 定共同住 宅等	地階を除 く階数が 五以下の もの	屋内消火栓設備（ 特定福祉施設等に 設置するものに限 る。） スプリンクラー設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備	共同住宅用スプリ ンクラー設備 共同住宅用自動火 災報知設備又は住 戸用自動火災報知 設備及び共同住宅 用非常警報設備
開放型特 定共同住 宅等	地階を除 く階数が 十以下の もの	屋内消火栓設備（ 特定福祉施設等に 設置するものに限 る。） スプリンクラー設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備	共同住宅用スプリ ンクラー設備 共同住宅用自動火 災報知設備
開放型特 定共同住 宅等	地階を除 く階数が 十一階以上 の階に	屋内消火栓設備（ スプリンクラー設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備	共同住宅用スプリ ンクラー設備

		開放型特 定共同住 宅等	
開放型特 定共同住 宅等	地階を除 く階数が 五以下の もの	屋内消火栓設備（ スプリンクラー設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備	共同住宅用自動火 災報知設備又は住 戸用自動火災報知 設備及び共同住宅 用非常警報設備
開放型特 定共同住 宅等	地階を除 く階数が 十以下の もの	屋内消火栓設備（ スプリンクラー設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備	共同住宅用自動火 災報知設備
開放型特 定共同住 宅等	地階を除 く階数が 十一階以上 の階に	屋内消火栓設備（ スプリンクラー設 備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備	共同住宅用スプリ ンクラー設備

	その他の 特定共同 住宅等	地階を除 く階数が 十以下の もの	十一階以上の階に 設置するもの及び 十階以下の階に存 する特定福祉施設 等に設置するもの に限る。)	スプリンクラー設 備	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備	屋内消火栓設備(特 定福祉施設等に 設置するものに限 る。)	スプリンクラー設 備	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備	共同住宅用自動火 災報知設備	共同住宅用自動火 災報知設備	共同住宅用自動火 災報知設備
--	---------------------	----------------------------	---	---------------	--------------------------------------	---	---------------	--------------------------------------	-------------------	-------------------	-------------------

	その他の 特定共同 住宅等	地階を除 く階数が 十以下の もの	十一階以上の階に 設置するもの に限る。)	スプリンクラー設 備	自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設 備				共同住宅用自動火 災報知設備	共同住宅用自動火 災報知設備	共同住宅用自動火 災報知設備
--	---------------------	----------------------------	-----------------------------	---------------	--------------------------------------	--	--	--	-------------------	-------------------	-------------------

地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの及び十階以下の階に存する特定福祉施設等に設置するものに限る。）	共同住宅用スプリンクラー設備
	備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備

3 前二項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 住宅用消火器及び消火器具（令第十条第一項に定める消火器具のうち、住宅用消火器を除く。）は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ（略）

地階を除く階数が十一以上のもの	屋内消火栓設備（十一階以上の階に設置するもの	共同住宅用スプリンクラー設備
	備 自動火災報知設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備	共同住宅用自動火災報知設備

3 前二項に規定するもののほか、特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 住宅用消火器及び消火器具（令第十条第一項に定める消火器具のうち、住宅用消火器を除く。）は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ（略）

ロ 消火器具は、共用部分及び倉庫、機械室等（以下この号において「共用部分等」という。）に、各階ごとに当該共用部分等の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように、令第十条第二項並びに規則

第六条から第九条まで（第六条第六項を除く。）及び第十一条に定める技術上の基準の例により設置すること。ただし、特定共同住宅等の廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理入室に面する部分にあつては、消火器具を設置しないことができる。

二 共同住宅用スプリンクラー設備は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ 特定共同住宅等の十一階以上の階及び特定福祉施設等（十階以下の階に存するものに限る。）に設置すること。

ロ ㄅ ㄆ ㄇ ㄴ ㄷ ㄹ ㅁ ㅂ ㅃ ㅅ ㅆ ㅈ ㅊ ㅋ ㆁ ㆂ ㆃ ㆄ ㆅ ㆆ ㆇ ㆈ ㆉ ㆊ ㆋ ㆌ ㆍ ㆎ ㆏ ㆐ ㆑ ㆒ ㆓ ㆔ ㆕ ㆖ ㆗ ㆘ ㆙ ㆚ ㆛ ㆜ ㆝ ㆞ ㆟ ㆠ ㆡ ㆢ ㆣ ㆤ ㆥ ㆦ ㆧ ㆨ ㆩ ㆪ ㆫ ㆬ ㆭ ㆮ ㆯ ㆰ ㆱ ㆲ ㆳ ㆴ ㆵ ㆶ ㆷ ㆸ ㆹ ㆺ ㆻ ㆼ ㆽ ㆾ ㆿ ㆿ

三・四 （略）

4 次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。

一 次のいずれかに該当するとき 共同住宅用スプリンクラー設備

ロ 消火器具は、共用部分及び倉庫、機械室等（以下この号において「共用部分等」という。）に、各階ごとに当該共用部分等の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように、令第十条第二項並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下

「規則」という。）第六条から第九条まで（第六条第六項を除く。）及び第十一条に定める技術上の基準の例により設置すること。ただし、特定共同住宅等の廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理入室に面する部分にあつては、消火器具を設置しないことができる。

二 共同住宅用スプリンクラー設備は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ 特定共同住宅等の十一階以上の階に設置すること。

ロ ㄅ ㄆ ㄇ ㄴ ㄷ ㄹ ㅁ ㅂ ㅃ ㅅ ㅆ ㅈ ㅊ ㅋ ㆁ ㆂ ㆃ ㆄ ㆅ ㆆ ㆇ ㆈ ㆉ ㆊ ㆋ ㆌ ㆍ ㆎ ㆏ ㆐ ㆑ ㆒ ㆓ ㆔ ㆕ ㆖ ㆗ ㆘ ㆙ ㆚ ㆛ ㆜ ㆝ ㆞ ㆟ ㆠ ㆡ ㆢ ㆣ ㆤ ㆥ ㆦ ㆧ ㆨ ㆩ ㆪ ㆫ ㆬ ㆭ ㆮ ㆯ ㆰ ㆱ ㆲ ㆳ ㆴ ㆵ ㆶ ㆷ ㆸ ㆹ ㆺ ㆻ ㆼ ㆽ ㆾ ㆿ ㆿ

三・四 （略）

4 次の各号に掲げるときに限り、当該各号に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。

一 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十

イ 二方向避難・開放型特定共同住宅等（十一階以上の部分に限り、福祉施設等を除く。）又は開放型特定共同住宅等（十一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号口の基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。

ロ 十階以下の階に存する特定福祉施設等を令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物とみなして同条第二項第三号の二の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定福祉施設等に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき（当該特定福祉施設等に限る。）。

二 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置

一階以上十四階以下の部分に限り、福祉施設等を除く。）において、住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない場合にあつては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分（開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。）を区画する壁に設けられる開口部（規則第十三条第二項第一号口の基準に適合するものに限る。）に、特定防火設備である防火戸（規則第十三条第二項第一号ハの基準に適合するものに限る。）が設けられているとき。 共同住宅用スプリンクラー設備

二 住戸、共用室及び管理人室（福祉施設等にあるものを除く。）に共同住宅用スプリンクラー設備を前項第二号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置

したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）
共用住
宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

したとき（当該設備の有効範囲内の部分に限る。）
共同
住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備

○ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年十二月二十六日総務省令
 第五百五十六号）
 （傍線部分は改正箇所（平成二十七年四月一日施行分））

改 正 後	現 行
<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものをいう。</p> <p>イ 次に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が三百平方メートル未満のもの</p> <p>(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物</p> <p>(2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物</p> <p>(3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）</p> <p>ロ 令別表第一(決)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの（延べ面積が三百平方メートル以上のものにあつては、規則第十三条第一</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定小規模施設 次に掲げる防火対象物であつて、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二十三条第四項第七号へに規定する特定一階段等防火対象物以外のものうち、延べ面積が三百平方メートル未満のものをいう。</p> <p>イ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物</p> <p>(2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物</p> <p>(3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）</p> <p>ロ 令別表第一(決)項イに掲げる防火対象物のうち、次の防火対象物の用途に供される部分が存するもの</p>

項第二号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）及び規則第二十三条第四項第一号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。）

- (1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物
- (3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二
(略)

- (1) 令別表第一(二)項ニに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第一(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物
- (3) 令別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二
(略)